

小郡市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年3月1日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和5年2月1日から令和5年2月17日まで
- 2 監査対象 経営政策部 総務広報課
- 3 監査範囲 令和4年4月1日から令和4年12月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、文書事務及び物品管理事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）切手の適正な管理を求めるもの

切手受払簿が適正に整理されておらず、切手と切手受払簿の残数が一致していなかった。

切手の出納を行ったときは、帳簿に記録しなければならない。また、切手は常に良好な状態で管理しなければならない。切手は換金性の高い物品であるため、適正な管理ができるように努められたい。

（2）文書の適正な管理を求めるもの

文書の取扱い、整理及び保管において、受付文書、起案文書及び個別フォルダーに必要な事項が記載されていないなど、小郡市文書規程通りに事務処理されていないものが見受けられた。

行政文書は、職員個人や課のものではなく、情報公開制度を通じて市民が知りうる情報であるため、適正に管理しなければならない。小郡市文書規程に則り、文書管理を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①決裁権者の設定が適正でないもの

（2）調定事務（1件）

①調定時期が適正でないもの

（3）契約事務（3件）

①請書に不備があるもの

②必要書類の提出がされていないもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。